

令和6年度 名古屋市商店街商業機能再生モデル事業 (商店街空き店舗リノベーション事業) 商店街募集要項

商店街の商業機能再生を図るためのモデル事業（以下「本事業」といいます。）として、リノベーションによる空き店舗の活用を契機とした活性化を目指してワークショップに取り組む商店街を募集します。

I 基本事項

1 事業趣旨

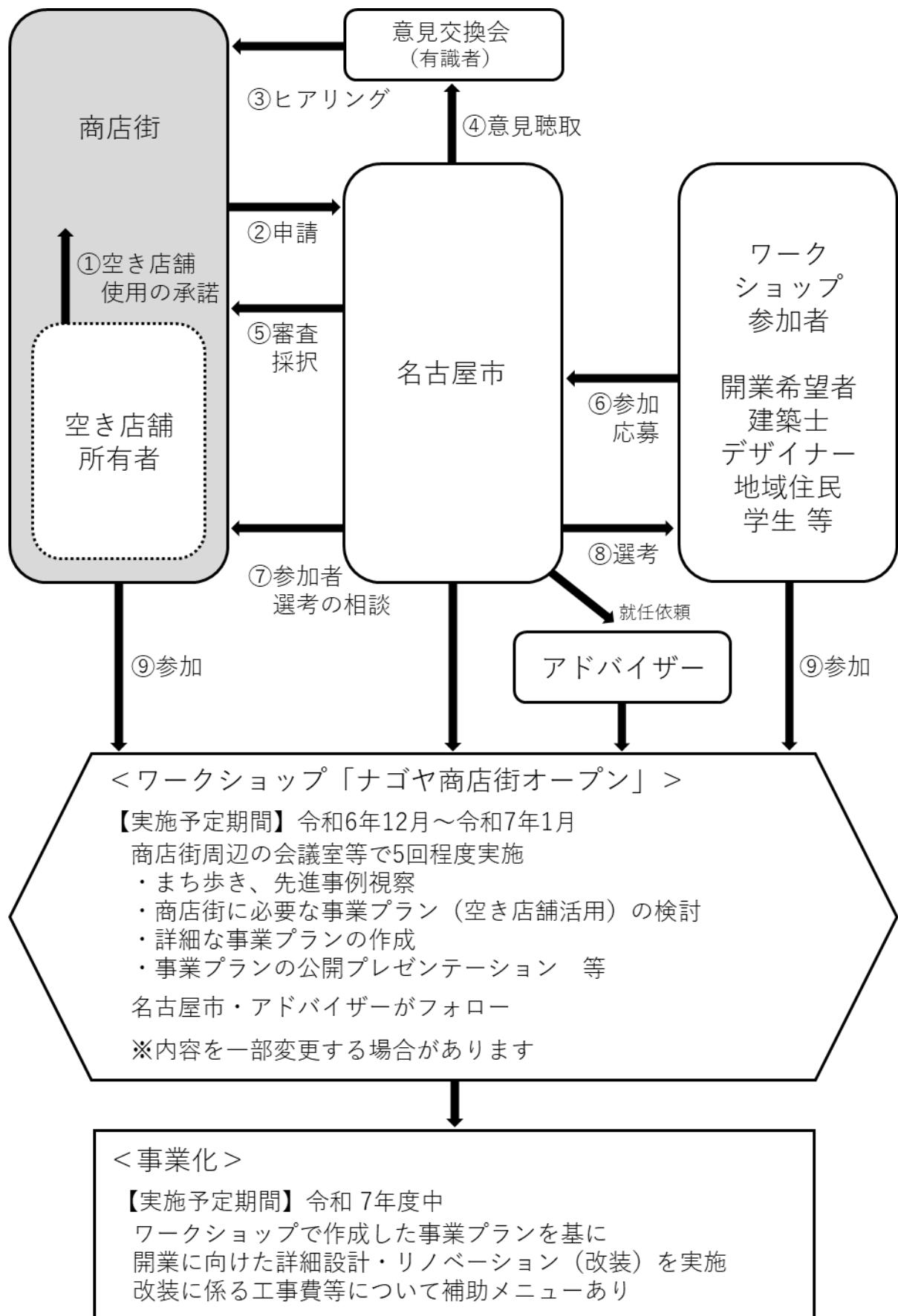
今、空き店舗のリノベーションによって魅力ある店舗を創出し、それをきっかけとして周辺エリアの活性化（周辺の空き店舗への出店など）が促され、商店街の商業機能再生、地域の活性化を進めている事例が全国的に注目されています。こうした動きは多くの場合、商店街や地域住民などの地元関係者に、外部からの建築士やデザイナー、学生などが加わって“チーム”をつくり、商店街や地域の活性化に向けて継続的に活動をしていることが背景にあります。

本事業では、商店街内の空き店舗を対象に、活性化のきっかけとなりうる魅力ある店舗を実際にオープンすることを目指し、その基礎となる事業プランを作成するワークショップ「ナゴヤ商店街オープン」を実施します。

ワークショップでは、商店街や地元関係者に加えて、空き店舗を活用して事業を始めたいと考えている人、建築士やデザイナー、学生、まちづくりの専門家等の外部人材を交えることで、事業プランの実現性や魅力を高めるとともに、これから継続して活性化に取り組んでいく“チーム”づくりの基礎となることを目指します。

このように本事業のワークショップは、単に一つの空き店舗をリノベーションして開業させることだけを目的とするのではなく、周辺エリアへの波及効果も期待される事業プランを検討すること、さらには継続して商店街や地域の活性化を目指す“チーム”づくりのきっかけとなることを目的としています。

2 事業の流れ



II 募集内容

1 対象団体

市内に主たる事務所を有する商店街

※ 商店街とは、以下(1)～(3)のいずれかを指します。

- (1) 商店街振興組合
- (2) 商店街が形成されている地域において、小売商業又はサービス業等を営む者が組織した事業協同組合
- (3) 商工会

2 募集商店街数

1 商店街

3 応募要件

本事業では、実際の空き店舗を対象に事業プランを検討・作成し、その後に作成された事業プランをもとに事業化することを目指します。そのため、応募にあたっては、商店街内の空き店舗を用意する必要があります。

空き店舗は、以下の要件を満たしている必要があります。

- (1) 商店街の地区内に立地していること
- (2) 令和6年4月1日時点で空き店舗（商業活動を行っていない状態）であること
- (3) 空き店舗の所有者からワークショップの題材として使用する承諾を得ていること
- (4) ワークショップ終了前に、空き店舗の譲渡や貸付を行わないこと
※ワークショップを実施する上で必要となる場合は除く
- (5) 空き店舗の区画は建物の1階にあること
※半地下階など1階とみなせる場合も含みます。また、1階を含めて2階や地下階等を一体的に使用できる場合も含みます。
- (6) リノベーションすることで店舗として使用可能な建物であること
- (7) 過去に一度も使用されていない建物（新築）ではないこと

4 留意事項

- ・ワークショップは、本市が用意するアドバイザーを中心に、商店街やワークショップ参加者と十分に協議しながら進行します。
- ・参加者は、商店街や地域住民等に外部人材を加えるものとします。外部人材は、空き店舗を活用して事業を始めたいと考えている事業希望者、事業プランの作成に必要な専門知識を有する建築士やデザイナー、学生、店舗経営経験者等で構成します。
- ・参加者は6人程度を想定しています。
- ・参加者は本市において公募しますが、選定にあたっては商店街の意向も考慮します。
- ・空き店舗の所有者については、参加者等からのヒアリングや空き店舗の内部調査に可能な範囲で協力をお願いします。
- ・アドバイザーへの報酬、会場借上げ料は本市が負担します。
- ・参加者の交通費、ワークショップ開催中に使用する事務用品や飲食等に係る実費は、参加者の負担になります。
- ・事業プランは、実際に事業として成立しうる内容であることが前提です。
- ・事業プランの内容はワークショップの中で検討していくますが、本事業の趣旨に照らし合わせて、下記のような事業プランは認められません。
 - 専ら商店街の来街者増加に寄与しないと認められる施設にすること
 - 商店街事務所等の関係者のみが使用する施設にすること
 - 政治活動又は宗教活動に関する施設にすること
 - 建物を解体して駐車場や駐輪場にすること
 - その他公序良俗に反する等、適当でないと認められる事業
- ・ワークショップの成果について、市ホームページや市が作成する冊子等で公表する場合があります。また、セミナー等で成果発表をお願いする場合があります。

III 応募手続き

1 応募書類の提出

(1) 応募書類及び添付資料の一覧

1	実施商店街応募申請書（様式 1）
2	商店街の概要（様式 2）※添付書類あり
3	空き店舗の概要（様式 3）※添付書類あり
4	空き店舗所有者の承諾を得ていることが分かる書類 (参考様式あり)
5	役員名簿及び組合員名簿（又は会員名簿）
6	登記事項証明書の写し及び定款
7	応募について議決した総会、理事会等の議事録の写し

※様式の記載方法は、別添の記載例を参考にしてください。

(2) 提出期限 令和 6 年 9 月 13 日（金）必着

(3) 提出方法

下記まで持参又は郵送、メールにて、(1)の資料一式を 1 部提出してください。

【提出先】

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

（名古屋市役所本庁舎 5 階）

名古屋市 経済局 商業・流通部 地域商業課

電 話：052-972-2432

メール：a2429@keizai.city.nagoya.lg.jp

2 提出にあたっての留意点

- (1) 応募書類の作成にあたっては、審査基準（6 ページ参照）を参考に考慮してください。
- (2) 必要に応じて、図表等を用いて記載してください。
- (3) 補足資料の提出や内容の確認をお願いする場合があります。
- (4) 提出する用紙は、日本産業規格に定める A4 に統一してください。

IV 審査・採択

1 審査・採択方法

審査及び採択は、意見交換会による有識者からの意見を踏まえて、本市が行います。募集商店街数に達しなかった場合についても審査を行います。

なお、意見交換会では商店街からのヒアリングを行う予定にしています。意見交換会は9月中旬に開催する予定ですが、詳細な日程については改めて通知します。

2 審査基準

審査基準は下表のとおりです。

審査項目	審査の観点
事業に対する理解・意欲	<ul style="list-style-type: none">・本事業に対する理解が十分であり、かつ、本事業に対する意欲が十分か・空き店舗の再生を通じて目指す商店街や地域の方向性
商店街の課題に対する認識	商店街や地域の現況、魅力、課題、ニーズ等について、組合員や地域の声、関連するデータ等をふまえ、適切に把握しているか
空き店舗の適否	<ul style="list-style-type: none">・リノベーションによる再生に適した空き店舗か・商店街の中での立地場所
所有者の理解・協力	<ul style="list-style-type: none">・空き店舗所有者に対して本事業の趣旨、取組みを十分に説明し、理解を得ているか・事業実施に際し、空き店舗所有者の協力が得られる見込みがあるか
周辺への波及効果	空き店舗の再生をきっかけに、周辺の出店が促され、特色ある店舗が集積する等のにぎわいあるエリアに発展することが期待できるか

3 結果通知

採択結果は文書により通知するとともに、採択された商店街は市ホームページに掲載します。

4 採択対象からの除外

次のいずれかに該当した場合は、採択対象から除外します。

- (1) 提出書類に虚偽の内容が記載されていると判明した場合
- (2) その他不正行為があったと認められる場合

V 採択後の流れ

時 期	内 容
9～11月	ワークショップ参加者の募集・選考 ワークショップ開催準備、日程調整
12～1月	ワークショップの実施（事業プランの作成）
令和7年度中	事業プランに基づいた事業化 ○事業化にあたっては、改装に係る工事費等について 補助メニューが利用可能です。 ・補助率：1/2以内　・限度額：200万円 ・対象経費：内外装工事費、備品費等

VI 問い合わせ先

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市 経済局 商業・流通部 地域商業課

（名古屋市役所本庁舎5階）

電 話：052-972-2432

メール：a2429@keizai.city.nagoya.lg.jp